

受給者に寄り添う生活保護事務運営を！ 再生可能エネルギー拡大に市も努力を！

一袋井市議会 9 月定例会での高橋美博議員の一般質問一

生活扶助基準引き下げは日本憲法 25 条に違反

安倍政権が連続して削減—2013 年 8 月から生活扶助基準を引き下げ 3 年間で平均 6.5%最大 10%の引き下げで 670 億円を削減。2013 年 12 月から期末一時扶助を大幅引き下げ 70 億円削減。2015 年 7 月から住宅扶助基準を大幅に引き下げ 3 年間で 190 億円削減。2015 年 10 月から冬季加算を引き下げ 30 億円削減。こうした相次ぐ生活保護費の削減に対し、全国各地で多数の受給者が不服審査請求を実施、提訴し「生存権裁判」で争っている。

問 市内の受給者 2 名が市を相手に提訴し裁判が行われている。これに対する市の認識はどうか。生活扶助基準を元に戻すよう国に要望することを求めるが。

答 この訴訟は、国が定める生活扶助基準を変えるもので、訴訟結果が国の利害に影響を及ぼすことから、国に法律に基づき訴訟の対応を委任しており、回答は控えさせていただく。生活保護事務は国の基準に沿って実施すべきもので国に要望するものではない。

問 生活扶助基準引き下げの影響を把握しているか。

答 年齢や世帯人員によって生活扶助額が上がった方もあれば下がった方もいる。調整が行われた平成 25 年 7 月以前から生活保護を受給していた 155 世帯の 1 世帯当たりの生活扶助費は、改正前には月額 82,700 円だったものが改正後の平成 27 年 4 月は 80,400 円となり 2,300 円程度の引き下げとなっている。

問 生活扶助基準は多くの制度の給付水準や適用基準ともなっている。他の制度への影響はないか。

答 今回個人住民税の非課税額の改正はなく個人住民税非課税を要件とする制度に影響はない。就学援助も改正前の基準額で判定しており影響はない。一方、国保量の減免割合や介護の自己負担額の軽減などは生活扶助基準額を参考としているため影響がある。

問 クーラー購入設置費を扶助費の対象にできないか。

答 冷房設備の購入費は扶助費の対象となっていないので生活扶助費の中から支払うことになる。社会福祉協議会の生活福祉資金の借り入れを助言している。

問 自動車の使用条件の緩和が必要と考えるがどうか。

答 障害者が自動車により通勤する場合や通勤に公共交通の利用が困難な地域などに勤務する際に、就労収入が自動車の維持費を上回る場合に認めている。また、病院への通院費よりも自動車の維持費用が安価な場合には自動車保有が生活を圧迫しないか確認し保有を認めている。これらの要件に該当しない場合でも、保護開始時に自動車を保有していて、就労活動に使用するなど将来の自立に向けて活動していて、生活維持に必要な場合は廃車指導を一時保留している。

電力小売全面自由化への市の対応は

電力小売全面自由化—電力制度改革の一環として平成 28 年 4 月から実施となった。消費者からは「環境にやさしい電気を」「料金の安い事業者へ」と選択の幅が広がると期待されたが契約変更は 2%程度に留まっている。この要因は新電力会社の多くが参入に間に合わなかったこと、情報開示が進まず判断材料に乏しかったことにある。ドイツでは再生可能エネルギーへの転換が急速に進む転機となった。日本でも電力制度改革は地球温暖化対策としても、エネルギーの地産地消・地域活性化の絶好の機会でもある。市民・自治体がどれだけ力を発揮できるのか問われている。

問 電力小売全面自由化に対する市の認識と対応は。

答 電力会社を料金やサービスなどにより、市民や企業に選択肢が用意された点は評価すべきと認識している。今後も、電力小売について動向を把握しながら市民への適切な情報提供に努めていく。

問 市の環境基本計画で掲げた目標に対し、これまでの実績と目標達成の見通しはどうか。

答 新エネルギー機器導入促進奨励金交付件数のうち住宅用太陽光発電件数の目標値 4,000 件に対し、平成 28 年 8 月末までで 2,036 件であり、目標達成は厳しい状況である。市内の太陽光発電等クリーンエネルギー導入公共施設数目標値 20 施設に対し、現在 13 施設となっている。太陽光発電契約件数の目標値 4,200 件に対し、現在 3,500 件であり目標値を超えると考える。

問 事業所など 10 kW以上の導入件数と発電容量は。

答 平成 27 年度末現在で導入件数 778 件、導入容量 32,760 kWで、平成 26 年 4 月移行顕著に増加している。

市民共同発電所とは—市民の寄付や出資等により共同で太陽光発電所など再生可能エネルギーの発電所を設置する事業。自治体が公共施設の屋根貸しなどで援助している事例も多い。

問 全国各地で市民共同発電所が盛んに設置されている。袋井市でも運動を進める市民団体と協働を進め、設置に向けて支援する考えはないか。

答 市民共同発電所は、市民の環境意識の向上につながると考えるため、必要な情報提供及び普及啓発などの側面的な支援をしていきたい。

問 具体的に事業を進めるには行政や専門家のバックアップが必要となる。市内関係者を集めた協議会の設置を提案するがどうか。

答 金融機関や静岡県環境資源協会など現在太陽光発電事業に対する協定を結んでいる。新たな協議会を設置するのではなく、これら機関と一層連携を図ることにより、太陽光発電の推進に努めていく。

問 市が実施した 5 施設の公募に応じたのは 1 社のみで頓挫している状況にある。公共施設屋上の貸与、屋根貸しについての取り組みの総括と今後の対応は。

答 袋井北小の屋根貸しについては建築基準法の規格に適合した節義等の高さの調整に期間がかかったが、今年度中に設置予定である。新たな屋根貸しについては、新たな施設の整備や施設の待機後改修などと合わせ、必要面積が確保される場合には、随時、事業者と施設管理者との調整を行う。

問 浜松市は「太陽光発電導入件数日本一を目指す」と高い目標を掲げている。次期環境基本計画では積極的な取り組みの下で高い目標を望むがどうか。

答 太陽光発電が抱えている問題も踏まえ、恵まれた長い日照時間を活かし、さらに太陽光発電の普及が進むよう目標設定を考えていく。

高橋美博（日本共産党）の市議会ニュース

2016 年 9 月 23 日発行 連絡先 大谷 245、TEL・FAX48-6100

ホームページ <http://www.yoshihiro-takahashi.net>

ブログ「高橋美博の東奔西走」更新中